

附 属 資 料

- 1 新・北海道総合計画の概要「地域づくりの基本方向（第4章）」（p 29）
- 2 「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」及び「新・北海道総合計画」の推進に向けた連携・協働による地域づくりのイメージ（p 30）
- 3 地域重点プロジェクト一覧（開発建設部及び振興局）（p 31）
- 4 地域づくり連携会議設置規約（p 32）
- 5 主な特定分野別計画一覧（p 35）
- 6 用語解説（p 42）

1 新・北海道総合計画の概要「地域づくりの基本方向（第4章）」

3つの視点により持続可能で活力ある地域づくりを進めます。

3つの視点による地域づくり

連携・相互補完を強める

地域の個性や魅力を
最大限に生かす

「地域のことは地域で決める」
地域主権型社会をつくる

計画推進上のエリア設定

拠点性高い都市を中核とする6つの「連携地域」を設定し、地域の活性化を図り、暮らしの安全・安心を確保します。

道北連携地域

豊富な農林水産資源などを生かした産業の集積の促進
風力、木質バイオマス、バイオエタノールなど新しいエネルギー導入の促進
サハリン州との経済、文化交流促進や安全・安心で活力ある離島生活の確保 など

オホーツク連携地域

オホーツクの統一イメージの形成
発信による地域ブランドの確立
知床など特色のある自然を生かした環境と調和する観光の展開 など

道央広域連携地域

本道経済をリードするものづくり産業や先端技術産業、環境、リサイクル産業の展開
湖や温泉など多様な資源を生かした国際観光や体験・滞在型観光の振興
アイヌ文化の保存・伝承や炭鉱遺産の活用などによる地域づくりの推進 など

釧路・根室連携地域

安全・安心で良質な農水産物の供給と地域ブランドづくり
北方領土の早期返還に向けた情報発信・交流の推進 など

道南連携地域

北海道新幹線の開業を生かした地域づくり
食や歴史的遺産・伝統文化などを活用した観光の振興 など

十勝連携地域

食品産業や外食産業との連携などによる農水産物の付加価値向上
バイオエタノールの製造や木質資源の利活用などバイオマス関連の新産業創出 など

政策展開方針

6つの連携地域ごとに、地域のめざす姿や地域で重点的に取り組む政策などを盛り込んだ「政策展開方針」を策定し、地域に根ざした政策を展開します。

2 「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」及び「新・北海道総合計画」の推進に向けた連携・協働による地域づくりのイメージ

**(国) 地球環境時代を先導する
新たな北海道総合開発計画**

- 【第4章 第3節 魅力と活力ある北国の地域づくり・まちづくり】
- ・地域経済や暮らしにおけるつながりを持つ6つの広域的な生活圏を単位とし、圏域全体で暮らしや経済を支えていくことが必要である。
 - ・地域における行政・民間の多様な主体は、地域の将来像の実現に向けて、適切な役割分担の下、ハード・ソフトの両面にわたる多様な連携・協働を推進する。

(道) 新・北海道総合計画

- 【第4章 地域づくりの基本方向】
- ・持続可能で活力ある地域づくりに向け、都市と農山漁村の連携、多様な主体の協働による「連携と相互補完」による地域づくりが必要。
 - ・6つの計画推進上のエリアを「連携地域」とし、このエリア内において広域的、多層的な連携・相互補完を強める。
 - ・連携地域ごとに政策展開方針（仮称）を策定し、地域に根ざした政策を展開

【共通理念】 多様な主体の連携・協働による地域づくり

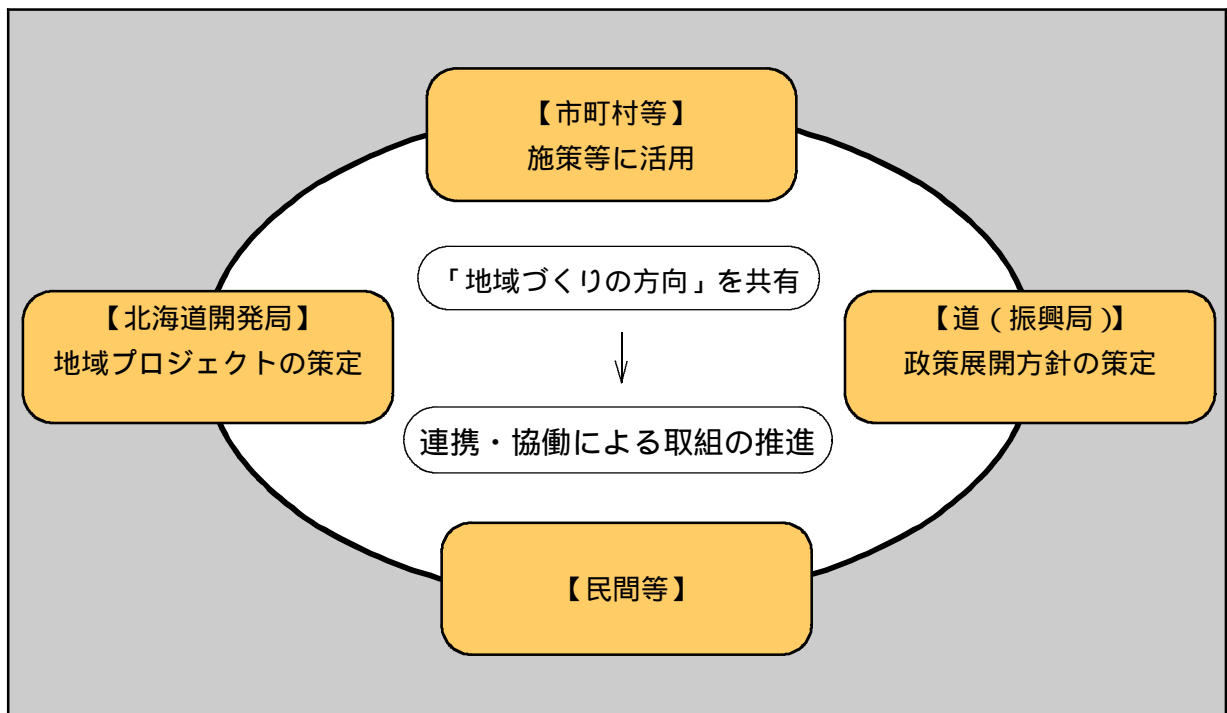
地域づくり検討の場の設置

振興局ごとに **地域づくり連携会議** を設置

連携地域ごとに **地域づくり連携会議・合同会議** を設置

「地域づくりの方向」を検討

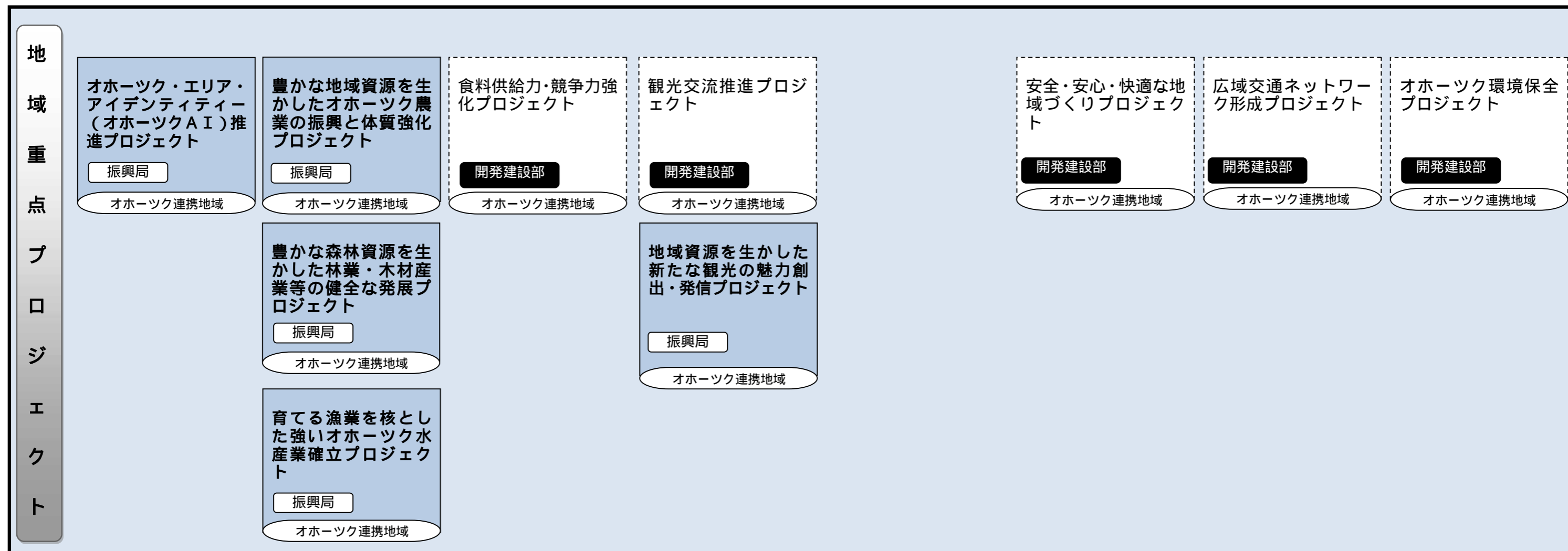
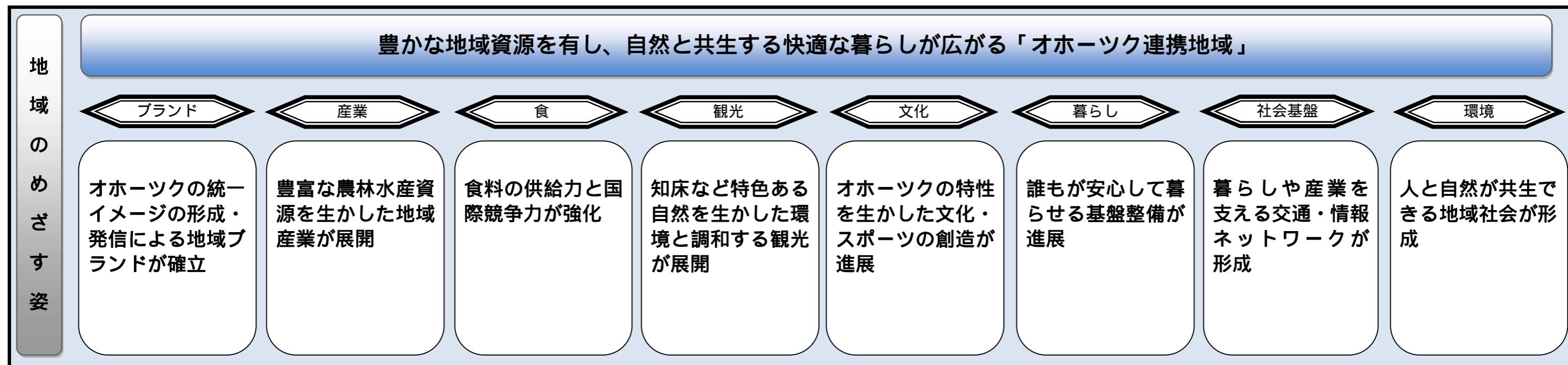
毎年度、推進状況を確認



多様な主体の連携・協働による魅力と活力ある地域社会の実現

3 地域重点プロジェクト一覧（開発建設部及び振興局） <オホーツク連携地域>

地域づくり連携会議における「地域づくりの方向」の検討を踏まえ、開発局においては、「地域プロジェクト」、道においては、「政策展開方針」を策定し、「地域のめざす姿」の実現に向けて、多様な主体の連携により、次の地域重点プロジェクトを推進します。



4 地域づくり連携会議設置規約

オホーツク地域づくり連携会議設置規約

(名称)

第1条 会議の名称は、オホーツク地域づくり連携会議(以下、「連携会議」という。)とする。

(目的)

第2条 連携会議は、北海道が全国に先行して進む人口減少や高齢化等により、地域の活力低下や産業の低迷が懸念されるなど地域を取り巻く環境が厳しさを増す中、「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」及び「新・北海道総合計画」がスタートすることに伴い、魅力と活力ある地域社会の形成に向け、国、道、市町村などの地域の多様な主体が、地域の将来像を共有し、その実現に向けて、適切な役割分担の下、地域づくりの方向を共有して多様な連携・協働の取組を推進することを目的とする。

(議題)

第3条 連携会議の議題は次のとおりとする。

- 地域の直面する課題に関すること
- 地域づくりの方向に関すること
- 社会資本整備における重点化に関すること
- その他、地域づくりのために必要な事項に関すること

(構成員等)

第4条 連携会議の構成員は、別表1のとおりとし、有識者、民間団体の関係者等を出席させることができるものとする。

(事務局)

第5条 連携会議に事務局を置く。

2 連携会議の事務局の庶務は、網走開発建設部及びオホーツク総合振興局が共同で処理する。

(会議の招集)

第6条 会議は、事務局が招集する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、第2条の目的を達成するため必要な事項は、連携会議に諮り別に定める。

- 附 則 この規約は、平成14年 2月 4日から施行する。
 附 則 この規約は、平成17年 2月14日から施行する。
 附 則 この規約は、平成19年 2月 2日から施行する。
 附 則 この規約は、平成20年 6月 6日から施行する。
 附 則 この規約は、平成20年 7月 4日から施行する。
 附 則 この規約は、平成22年 4月 1日から施行する。

別表1

「オホーツク地域づくり連携会議」構成員名簿

区 分	構 成 員	備 考
市町村	北 見 市 長	
	網 走 市 長	
	紋 別 市 長	
	美 幌 町 長	
	津 別 町 長	
	斜 里 町 長	
	清 里 町 長	
	小 清 水 町 長	
	訓 子 府 町 長	
	置 戸 町 長	
	佐 呂 間 町 長	
	遠 軽 町 長	
	湧 別 町 長	
	滝 上 町 長	
	興 部 町 長	
	西 興 部 町 長	
雄 武 町 長		
大 空 町 長		
北海道開発局(開発建設部)	網走開発建設部長	
北海道	林-乃総合振興局長	

【有識者、民間団体関係者等】

平成24年度オホーツク地域づくり連携会議 参加者

職 名	氏 名	備 考
オホーツク観光連盟会長	大 江 友 広	
北見管内漁業協同組合長会北見支店次長	南 満 明	
オホーツク管内森林組合振興会会長	泉 虎 雄	
オホーツク商工会議所協議会会長	永 田 正 記	

5 主な特定分野別計画一覧

平成25年2月末現在

連携地域別政策展開方針は、新・北海道総合計画の推進の手立ての一つとして、地域の特性や特色に応じて、地域に根ざした政策を展開するため、連携地域ごとに市町村や民間の方々などの参画を得て、振興局が主体的に策定するものであり、産業、保健・医療・福祉、環境、教育などの分野ごとの政策を推進する特定分野別計画と相まって、地域に根ざした政策を展開します。

「政策の柱」は、新・北海道総合計画第3章「政策展開の基本方向」における区分(ただし、「6 その他」は除く)
 計画名の欄内の年度の表示は、策定又は改定予定時期(「 H24年度中」平成24年度中に策定又は改定を予定している計画)

1 強みと可能性を生かした力強い経済・産業

< 政策の柱 >

民間需要に支えられた力強い経済の構築

厚みのある地域経済の形成

北海道産業のグローバルな展開

総合政策部		
北海道国際化推進指針	H23～27 (5年)	北海道らしさを活かした国際化の基本方針や重点化の視点を示し、道の各分野にわたる国際化関連施策を重点的、機動的に展開するために策定
新・北海道知的財産戦略推進方策	H23～29 (7年)	道における知的創造サイクルを確立し、新技術・新産業の創出を図るため、道の知的財産に関する施策の展開方向を示したもの
産消協働推進方策	H17～26 (10年)	「産消協働道民宣言」に基づく道民運動を展開していくため、道として総合的・計画的に推進していくことを目的として策定
経済部		
ほっかいどう産業振興ビジョン	H23～26 (4年)	本道経済活性化のための産業振興施策の推進に当たって新たな道すじを示すものとして、重点的かつ集中的に取り組むべき方向性と施策を示すため策定
北海道ものづくり産業振興指針	H18～29 (概ね10年)	ものづくり産業の振興・発展を図るため、中長期的視点に立って、本道ものづくり産業の目指す姿や振興方策を明らかにした指針
北海道サービス産業振興方針	H20～ (概ね5年)	地域を含む全道の経済や雇用を支えるサービス産業の持続的な発展を図るため、今後5年程度を見据え、サービス産業のめざす姿や振興方向を明らかにした方針
北海道小売商業振興方策	-	中長期的な観点から、本道の小売商業の振興を図るため、基本的な考え方を取りまとめたもの
北海道卸売市場整備計画(第9次)	H23～27 (5年)	国の卸売市場整備基本方針に即し、道の社会経済情勢の変化に対応した卸売市場の計画的な整備、市場取引の改善・合理化等を推進することを目的として策定
海外との経済交流推進方策 H24年度中	H25～29 (5年)	国内外の経済環境の変化に的確に対応し、本道経済の一層の国際化を図るための推進方策を策定
北海道バイオ産業振興方針	-	本道におけるバイオ産業の一層の振興を図るため、バイオ産業の振興に取り組む基本的な方向や当面の取り組み方針を取りまとめ策定
北海道観光のくにつくり行動計画 H25年度中	H25～29 (5年)	観光にかかわるすべての者が連携・協働し、知恵を出し合いながら、観光振興に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本的な計画
北海道外客来訪促進計画 H25年度中	H25～29 (5年)	「外客旅行容易化法」、「北海道観光のくにつくり条例」、「同行動計画」の趣旨等を踏まえて、国際観光を総合的、計画的に推進するための計画

農政部		
北海道農業・農村ビジョン21	H16～25 (10年)	道農業・農村の持続的な発展に向け、「食」、「環境」、「人」、「地域」という、これまでとは違った視点に立って、北海道の農業・農村の将来像とその実現に向けた取組の基本方向を明らかにした道内農業関係者共通の指針として策定
第4期北海道農業・農村振興推進計画	H23～27 (5年)	道の農業・農村を取り巻く情勢の変化や課題に的確に対応し、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北海道農業・農村振興条例」に基づき策定
北海道食の安全・安心基本計画 (第2次)	H21～25 (5年)	食の安全・安心に関する施策を総合的に推進するために、北海道食の安全・安心条例の条項に沿った中期的な施策の目標や内容を明らかにした計画
水産林務部		
北海道水産業・漁村振興推進計画 (第3期) H24年度中	H25～29 (5年)	北海道水産業・漁村振興条例の目的を実現するために、水産業・漁村の振興に関する中長期的な施策の基本的な事項及び漁業生産の目標を示す計画
北海道森林づくり基本計画 H24年度中	H25～34 (10年)	北海道森林づくり条例の目的を実現するために、森林づくりに関する長期的な目標及び施策の基本的な事項を示す計画
建設部		
北海道建設産業支援プラン2013(仮称) H24年度中	H25～29 (5年)	建設産業が様々な変化に柔軟に対応し持続・発展を遂げ、地域の経済・雇用を支えるとともに、地域の安全・安心を担い、地域と連携して活力ある地域づくりに大きな役割を果たしていけるよう、建設産業の進むべき方向性と道としての支援施策を示すもの
北海道住生活基本計画	H23～32 (10年)	「住生活基本法」に基づく都道府県計画、北海道における住宅政策の基本として策定した、住まい手・住宅関連事業者・行政の住まいづくりのガイドラインとなる計画

< 政策の柱 >

将来に希望を持って働ける環境整備

経済部		
北海道雇用創出基本計画	H24～27 (4年)	雇用創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定

2 安いで心豊かな北海道ライフスタイル

< 政策の柱 >

人口減少・高齢化に対応した社会の構築

安心な暮らしを支える医療と保健・福祉の推進

保健福祉部		
新・北海道保健医療福祉計画	H20～29 (概ね10年)	保健・福祉・医療を取り巻く社会情勢が大きく変改している中、道民に確かな「安心」を提供するため、道がリーダーシップを発揮し、主導的かつ計画的に保健・医療・福祉に関する取組を推進していくこととし、道民や民間団体など多様な主体の参加を得ながら、進むべき方向を明確にするための計画
第二期北の大地 子ども未来づくり北海道計画	H22～26 (5年)	安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに成長できる環境や若者の自立をしっかりと支えることができる環境を整備し、子どもの未来に夢や希望が持てる活力ある北海道をめざして、社会全体で少子化対策を総合的、計画的に推進するための計画
北海道医療計画	H20～29 (概ね10年)	道民の医療に対する安心、信頼を確保するため、医療計画を通じて、住民・患者の視点に立って、良質かつ適切な医療を効率的・継続的に提供する体制を確保するための計画
北海道健康増進計画～すこやか北海道21～ H24年度中	H25～34 (10年)	「健康寿命の延伸」をめざし、がん、循環器疾患、糖尿病、COPD(慢性閉塞性肺疾患)、こころの健康、次世代の健康、高齢者の健康、健康づくりを支える社会環境の整備、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒、歯・口腔の14領域における生活習慣の改善や、健診等での早期発見・早期治療による生活習慣病の予防に取り組み、道民の健康づくりを推進するための計画

北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画(第5期)	H24～26 (3年)	高齢者の状態や希望に応じて適切なサービスを総合的かつ効率的に提供するとともに、できるだけ住み慣れた地域や家庭で継続した生活が送れるよう、市町村等と連携して必要なサービスを確保するための方策等を示す高齢者施策全般にわたる総合的な計画
第2期北海道障がい者基本計画 H24年度中	H25～34 (10年)	「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」を基本的な目標とし、障がい者施策の基本的な方向と主要施策を示す、障害者基本法に基づき(都道府県障害者計画(基本計画))
第3期北海道障がい福祉計画	H24～26 (3年)	希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会の実現に向け、地域生活への移行や就労支援の強化など、障がいのある人を主役とした支援体制や仕組みづくりを推進するための計画
建設部		
北海道景観形成ビジョン	H20～29 (10年)	北海道景観条例に基づき、良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための構想
北海道景観計画	-	景観法の規定に基づき、景観計画区域内における良好な景観を形成するために必要な事項を定めた計画
北海道公共事業景観形成指針	-	優れた自然、歴史及び文化等の地域の特性を生かし、かつ、時の経過とともに歴史的な価値を増す施設の整備を図るため、道が実施する公共施設の建設その他の公共事業における景観づくりのための基本的な考え方や方向性を定めた指針
北海道都市計画マスタープラン	-	道の都市の現状と都市計画の抱える課題を踏まえ、今後の都市の将来像や都市計画のあり方等について目指すべき方向性を示し「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めていく際の道筋を示すもの
北海道住生活基本計画(再掲)	H23～32 (10年)	「住生活基本法」に基づき(都道府県計画、北海道における住宅政策の基本として策定した、住まい手・住宅関連事業者・行政の住まいづくりのガイドラインとなる計画)

< 政策の柱 >

安全・安心な生活の確保

総務部		
北海道地域防災計画	-	予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり防災関係各機関が、道民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、災害対策基本法の規定に基づき作成した計画
北海道国民保護計画	-	武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護措置又は緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護法に基づき定めた計画
環境生活部		
北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進方策	-	犯罪のない安全で安心な地域社会の実現に向けて、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例に基づき、道や市町村、道民等が取り組む防犯活動の手段や方法を体系的に整理し、重点的な取組を計画的、総合的に推進するため策定
第二次北海道犯罪被害者等支援基本計画	H23～27 (5年)	犯罪被害者等基本法及び国の犯罪被害者等基本計画を踏まえ、道として5つの重点課題を設定し、107の具体的施策により、犯罪被害者等の権利利益の保護と適切な支援を推進するため策定
第9次北海道交通安全計画	H23～27 (5年)	人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な諸施策を積極的に推進するための大綱を定めた計画
北海道消費生活基本計画	H22～25 (4年)	道民の消費生活に関する施策についての基本的な方針や、道民の消費生活に関し、道が総合的かつ計画的に講ずべき施策、その他必要な事項を定めた計画
保健福祉部		
新・北海道保健医療福祉計画(再掲)	H20～29 (概ね10年)	保健・福祉・医療を取り巻く社会情勢が大きく変改している中、道民に確かな「安心」を提供するため、道がリーダーシップを発揮し、主導的かつ計画的に保健・医療・福祉に関する取組を推進していくこととし、道民や民間団体など多様な主体の参加を得ながら、進むべき方向を明確にするための計画
農政部		
北海道食の安全・安心基本計画(第2次)(再掲)	H21～25 (5年)	食の安全・安心に関する施策を総合的に推進するために、北海道食の安全・安心条例の条項に沿った中期的な施策の目標や内容を明らかにした計画
建設部		
北海道耐震改修促進計画	H18～27 (10年)	建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づき、道の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画

< 政策の柱 >

多様なライフスタイルの選択を可能にする社会の構築

総務部		
第7期北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画 H25年度中	H20～H24	「北方領土問題等の解決の促進のためめの特別措置に関する法律」に基づいて作成したものであり、北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するために必要な施策の大綱を示した計画
総合政策部		
北海道国際化推進指針(再掲)	H23～27 (5年)	北海道らしさを活かした国際化の基本方針や重点化の視点を示し、道の各分野にわたる国際化関連施策を重点的、機動的に展開するために策定した指針
環境生活部		
北海道人権施策推進基本方針	-	道政のあらゆる分野で人権に配慮した施策の積極的な推進に努め、真に人権が尊重される北海道づくり取り組むための指針
第2次北海道男女平等参画基本計画	H20～29 (概ね10年)	北海道男女平等参画推進条例の基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的、かつ、計画的に推進するために必要な事項を明らかにした計画
第2次北海道配偶者暴力防止及び被害者保護・支援に関する基本計画	H21～25 (5年)	配偶者からの暴力被害者に対する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定
アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画	-	今後の道におけるアイヌ文化の振興と理解の促進のための基本的方向と必要な施策を示した計画
アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策(第2次)	H21～27 (7年)	アイヌの人たちの自立を促進する関連施策の総合的・効果的な推進を図るため、今後の基本的方向と推進施策を示したもの
北海道文化振興指針	-	文化振興に対する道の姿勢や役割を明らかにするとともに、道の文化行政の基本となる事項を定めた北海道文化振興条例に基づき、道が行う文化振興施策の基本的な方向を明らかにした指針
北海道スポーツ推進計画(仮称) H24年度中	H25～29 (5年)	スポーツ王国北海道の実現のため、道、市町村、民間・団体が連携し、総合的にスポーツ振興を推進するための方向を示す計画
経済部		
北海道グリーン・ツーリズム推進指針	-	グリーン・ツーリズムの意義や取組みに当たった基本的な方向などを明らかにするとともに、農業者や地域住民の主体的な活動を基本としながら、関係団体、市町村、道などがそれぞれの役割を認識し、地域が一体となって、北海道の自然が育んだ農業・農村の特性を十分生かしたグリーン・ツーリズムに持続的に取り組んでいくことを目的として策定
北海道アウトドア活動振興推進計画 H25年度中	H25～29 (5年)	豊かな北海道を将来の世代に引き継ぐとともに、アウトドア活動の持っている可能性を最大限に生かした地域づくりを進めるため、アウトドア活動の振興の基本的な方向を示す計画
教育庁		
北海道教育推進計画	H20～29 (概ね10年)	教育の基本的な理念や目標を実現するための個別・具体的な教育施策や取組を体系的に整理し、20年度以降における北海道がめざす教育の全体像を示す計画
第2次北海道生涯学習推進基本構想	H17～26 (概ね10年)	21世紀における北海道らしい生涯学習社会の進展に向けた基本的な考え方を示すもので、今後の具体的な施策や事業の展開にあたっての基本的理念となるもの

3 人と自然がともに生きる環境のフロントランナー

< 政策の柱 >

人と自然の共生を基本とした環境の保全と創造

環境への負担が少ない持続可能な社会の構築

環境生活部		
北海道環境基本計画(第2次計画)	H20～29 (概ね10年)	環境基本条例第10条に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的目標や施策の基本的方向などを示す計画
北海道環境行動計画(どうみんグリーンアクション)	H21～25 (概ね5年)	北海道環境宣言の付属資料「道民・事業者のための環境行動の手引き」を踏まえ、総合的な取組指針となる「北海道環境行動計画」を策定
北海道環境教育基本方針	-	環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第8条に基づく方針として、また、北海道環境基本計画の個別計画として位置付け、「環境教育の推進」と「環境保全の意欲の増進」を図るための方針
北海道地球温暖化対策推進計画	H22～32 (11年)	北海道環境基本計画の個別計画として位置付け、道民・事業者・行政が連携・協働して温暖化対策を推進することにより、わが国が国際社会に約束した温室効果ガス削減目標の達成に地域から貢献するため策定
北海道循環型社会形成推進基本計画	H22～31 (概ね10年)	北海道環境基本計画の目標の一つである「循環型社会の実現」に係る計画として位置付けられ、3R・バイオマス利活用の推進、リサイクル関連産業を中心とした循環型社会ビジネスの振興などによる北海道らしい循環型社会の形成に向け、長期的展望に立ち策定
北海道生物多様性保全計画	H22～31 (概ね10年)	北海道環境基本計画の目標の一つである「自然共生社会の実現」に係る計画に位置づけられ、道における自然環境に関わる取組全般を「生物多様性の保全と持続可能な利用」という観点でまとめ直し、課題に的確に対応していく道筋として策定
北海道湿原保全マスタープラン	-	「北海道自然環境保全指針」の趣旨を踏まえ、人間生活や産業活動との調整を図りつつ湿原を適切に保全するため、広く道民の理解と協力を得ながら、湿原の保護と利用に関する施策が総合的、計画的に推進されるよう、湿原の保全について道の基本的な考え方を示すもの
第11次北海道鳥獣保護事業計画	H24～28 (5年)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第4条第1項の規定に基づき、将来にわたって本道の生物多様性が損なわれることのないよう、鳥獣の生息状況・生息環境等の把握、鳥獣保護区等の指定、適正な狩猟の管理、希少鳥獣の保護、外来鳥獣の排除等、鳥獣保護事業の総合的・計画的な実施を推進する計画
北海道野生動物保護管理指針	-	人間と野生動物との共生及び生物多様性の保全を目指し、野生動物を適正に保護管理するための基本的な考え方を示す指針
北海道動物愛護管理推進計画	H20～29 (10年)	動物愛護管理法第6条及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例第3条第1項に基づき、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的な方向性と、中長期的な目標の明確化、目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、施策を計画的かつ統一的に遂行することを目的に定めた計画
エゾシカ保護管理計画(第4期)	H24～28 (5年)	第11次北海道鳥獣保護事業計画の下で、新たな捕獲のしくみと資源としての捕獲個体の有効活用を併せて推進し、個体数の削減に必要な捕獲数を確保することで、エゾシカと人間の共生及び本道の豊かな生物多様性の保全を図ることを目的に策定する鳥獣保護法に基づく「特定鳥獣保護管理計画」
水産林務部		
北海道森林づくり基本計画(再掲) H24年度中	H25～34 (10年)	北海道森林づくり条例の目的を実現するために、森林づくりに関する長期的な目標及び施策の基本的事項を示す計画
建設部		
次世代北方型居住空間モデル構想 H24年度中	-	将来の持続可能な地域の構築に向けて、地域が有する固有の資源を有効活用することにより、資源を「循環」させ、生活基盤の整備や地域課題の解決方策と連携した取組を進めることで、「コミュニティ・生活」、「産業・雇用」、「都市基盤・環境」の改善にもつながら「波及効果」を生み出し、さらにはその効果を地域全体で「連鎖」させる取組が求められており、その基本的な考え方を整理したもの

「環境への負担が少ない持続可能な社会の構築」にのみ該当

< 政策の柱 >

環境と調和したエネルギー対策の推進

経済部		
北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画(第一期)	H23～32 (10年)	北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関する施策を総合的、計画的に推進するため定めた計画
北海道環境産業振興戦略	H23～27 (5年)	北海道の環境産業を、経済活性化に向けた推進エンジンの一つとして育成・振興を図るため、産業界、研究機関、地域などが、方向性を共有し、連携した取組を進めていけるよう、道として戦略を策定

4 未来を支える創造的な人づくりと知のネットワーク

< 政策の柱 >

産業社会の変化や新しい時代に対応できる人づくりの推進

環境生活部		
北海道協働推進基本指針	-	道政運営の基本理念の一つである「市民と行政との協働による地域社会づくり」を進めていくための具体的な手立てを示す指針
北海道青少年健全育成基本計画	H20～29 (概ね10年)	北海道青少年健全育成条例第9条に定める青少年の健全な育成に関する基本的な計画として位置付け、青少年の健全な育成に関する施策の目標及び基本的事項について定めた計画
経済部		
北海道職業能力開発計画(第9次)	H23～27 (5年)	国の第9次職業能力開発基本計画を踏まえ、今後取り組む職業能力開発の基本的施策の方向性を示し、働く者一人ひとりの職業生活の安定と社会的な評価の向上を目指す計画
教育庁		
北海道教育推進計画(再掲)	H20～29 (概ね10年)	教育の基本的な理念や目標を実現するための個別・具体的な教育施策や取組を体系的に整理し、20年度以降における北海道がめざす教育の全体像を示す計画

< 政策の柱 >

暮らしや産業の質を高める「知のネットワーク」の構築

総合政策部		
北海道科学技術振興戦略 H24年度中	H25～29 (5年)	「北海道科学技術振興条例」に基づく基本計画として、科学技術の振興を通じてめざす北海道の姿(基本目標)を明らかにし、その実現に向けて科学技術の振興に関する基本的方策を定めるもの
北海道IT推進プラン	H23～25 (3年)	ITを活用して北海道を活性化するため、「環境」「観光」「食」「生活」の4つのIT活用ビジョンを北海道全体で共有し、目指すべき方向性と道が取り組む施策を示すもの

5 時代を見据えてつくり、生かす社会資本

< 政策の柱 >

社会資本の戦略的・効果的な整備

社会資本の効果的・効率的な維持管理

総合政策部		
ほっかいどう社会資本整備の重点化方針	H20～29 (概ね10年)	今後おおむね10年を見据えた社会資本整備の基本的な考え方を示すとともに、優先性の高い施策・事業の明確化を行い、北海道及び地域にとって真に必要な社会資本整備を着実に進めるための指針(施策・事業優先度編は、3年～4年ごとに点検・評価を行い見直し)
北海道交通ネットワーク総合ビジョン	H20～29 (概ね10年)	新・北海道総合計画の推進を支える、道の交通政策の基本指針
建設部		
道内空港活性化ビジョン	H20～29 (概ね10年)	北海道の航空ネットワーク形成の考え方や、各空港のめざす姿とその実現に向けた方策
公共土木施設の維持管理基本方針	H21～	道路や河川など施設ごとの維持管理作業を体系化し、作業内容別の維持管理水準を設定するなど、効率的・効果的に行っていくための維持管理に対する道の基本的な考え方(必要に応じて見直し)
北海道橋梁長寿命化修繕計画	H24～33 (10年)	北海道が管理する橋梁を、合理的かつ効率的に維持管理し、橋梁の長寿命化並びに修繕及び架け換えに係る費用の縮減や平準化を図るための計画
北海道樋門長寿命化計画 H24年度中	-	北海道が管理する樋門を、効果的かつ効率的に維持管理し、樋門の長寿命化並びに修繕及び更新費用の縮減や平準化を図るための計画

6 その他

< 総合計画を推進する上で必要と考えられる特定分野別計画 >

計画推進

地域づくり

総合政策部		
バックアップ拠点構想	-	今後の大災害等におけるリスクを可能な限り低減し、持続可能な社会を構築していくために不可欠な我が国全体のバックアップ体制のあり方を提起するとともに、その中で、本道がバックアップ拠点としての役割を發揮していくための方向性を示すもの

6 用語解説

英字で始まる語は、50音順のあとにまとめて載せています。

ア行

イノベーション・ネットワーク・オホーツク運営会議

オホーツク地域の8つの大学・試験研究機関等が連携し、豊かな地域資源を活かした多彩な研究開発の推進と、新商品開発サイクルの創出による産業の高度化を目指した取組を進めている会議。

エコツーリズム

観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れ合い、これに関する知識及び理解を深めるための活動。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、たい肥などによる土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う環境保全に配慮した農業生産方式を導入する計画を作成し、都道府県知事から認定を受けた農業者。

オホーツク・エリア・アイデンティティー（オホーツクA I）

オホーツク地域の一体感の醸成並びにオホーツクの統一イメージの形成及び浸透を図り、「オホーツク」という言葉そのものが産業、観光、暮らしなどの各分野の取組に付加価値を与えることをめざす取組。

オホーツクA I推進協議会

オホーツク地域の魅力を地域内外に発信することにより、その活性化に資することを目的として設置したオホーツク総合振興局管内市町村長とオホーツク総合振興局長で構成する協議会。

オホーツクの家

オホーツク地域において豊富な森林資源を背景として発展してきた木材関連産業と地域の住宅供給事業者をはじめとした住宅関連産業が互いに連携し、北海道が推奨している北方型住宅を基本に、地域における資源の活用や気候・風土に根ざした地域型住宅。

オホーツク流氷トラスト運動

オホーツク A I の取組のひとつで、「流氷の保護」をキーワードに温室効果ガスの削減等につながる環境保全活動を地域全体で進め、「環境先進地オホーツク」といったイメージ形成をめざすもの。

力行

乾燥製材

乾燥処理をした製材品。乾燥方法には人工乾燥と天然（自然）乾燥がある。

グリーンツーリズム

ファームイン、農村体験など、農村地域に滞在し、農山村の自然・文化・人々との交流などを楽しむ滞在型の余暇活動。

クリーン農業

たい肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進させ、環境との調和に配慮した、安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業。

高規格幹線道路

自動車の高速交通の確保を図るため必要な道路で、全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路であり、高速自動車国道及び一般国道の自動車専用道路（本州四国連絡道路を含む）のうち、昭和 6 2 年に建設大臣が指定した道路をいう。全国 1 4 , 0 0 0 k m のうち、北海道は 1 , 8 2 5 k m。

高齢者比率

6 5 歳以上人口（高齢者人口）の総人口に占める割合を示す。

国土保全施設

河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備などを指す。

コントラクター

農作業機械と労働力を有して、農家から農作業を請け負う組織。農業者による営農集団や農業協同組合、民間企業などがある。

サ行

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、波力、地熱、バイオマス、雪氷など自然界で起こる現象から取り出すことができ、枯渇することがないエネルギー。

産学官金

産業（民間企業）、学校（教育・研究機関）、官公庁（国・地方自治体）、金融機関の4者。

ジャガイモシストセンチュウ

馬鈴しょの生産に重大な影響を及ぼす最重要害虫であり、馬鈴しょをはじめとするナス科植物の根に寄生する害虫で、生育不良や早期枯凋により減収被害が生じる。

環境変化に強い「シスト」（殻）を形成し、長期間にわたって土中に生存するため、完全な撲滅が困難である。

集成材

ひき板（製材された板）を必要な巾、厚みに接着した木材。

周遊通過型観光

複数の観光地を移動し宿泊地を変えて行く旅行形態。名所・旧跡の見学を目的に広範囲に旅行する従来型の旅行形態。

循環型社会

第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、豊かで健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

食クラスター

食の分野において、食に関わる幅広い産業（産）と大学や試験研究機関、関係行政機関、金融機関などの関係機関（学官金）がオール北海道で、今まで以上に緊密に連携・協働できる体制を整備し、北海道ならではの食の総合産業を構築しようとする取組のこと。

シルバーハウジング

高齢者が地域の中で自立して安全かつ快適な生活が続けられるよう、その住宅生活を支援するために必要な保健・医療、福祉サービスが一体的に整備された住宅。

森林施業

森林を維持・造成するため、植栽、下刈、間伐などの作業を適正に組み合わせ、目的に応じた森林の取扱いをすること。

森林認証

独立した第三者機関が一定の基準等を基に、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを認証（森林認証）し、それらの森林から生産された木材・木材製品ラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援（木材認証）する取組。現行の制度としては、世界レベルの認証制度であるF S C（森林管理協議会）やP E F C（森林認証プログラム）、我が国独自の認証制度であるS G E C（「緑の循環」認証会議）などがある。

森林の整備

造林、下刈り、間伐などの作業や森林に被害を与える森林病虫害等の防除、森林の手入れのために必要な路網の整備などの森林への直接的な手入れ。

3 R（スリーアール）

廃棄物などの発生抑制（リデュース Reduce）、再使用（リユース Reuse）、再生利用（リサイクル Recycle）をいう。

世界遺産（世界自然遺産、世界文化遺産）

1972年のユネスコ総会で採択された「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」（世界遺産条約）に基づき、世界遺産リストに登録された遺跡や景観そして自然など、人類が共有すべき普遍的な価値を持つものを世界遺産という。世界遺産への登録の種類は、「自然遺産」、「文化遺産」、自然遺産・文化遺産の価値を併せ持つ「複合遺産」に分類される。

自然遺産とは、観賞上、学術上または保存上顕著な普遍的価値を有する特徴のある自然の地域、脅威にさらされている動植物の種の生息地や自生地、自然の風景地等をいう。

文化遺産とは、歴史上、芸術上又は学術上顕著な普遍的価値を有する記念工作物、建造物群、遺跡をいう。

造林

人為的な方法で、目的に合わせて樹木を植えること（植樹）。また、より広い意味では、植栽、保育、間伐などの総称。

夕行

体験型観光

自然、アウトドアスポーツ、産業、文化などに旅行者自身が直接触れたり、参加したりすることを目的とした観光。

滞在消費促進型観光

一箇所またはそこを拠点に周辺の観光を楽しみ、消費を促進する旅行形態。滞在地において静養や体験型を始めとしたレジャーを楽しむ新しい旅行形態。

第二次医療圏

第一次医療圏（市町村行政区域）のサービスの提供機能を広域的に支援するとともに、比較的高度で専門性の高いサービスを提供し、おおむね、入院医療サービスの完結をめざす地域単位で、21圏域設定している。

竪穴住居

地面を円形や方形に掘り窪め、その中に複数の柱を建て、梁や垂木をつなぎあわせて家の骨組みを作り、その上から葦などの植物を利用して屋根を葺いた建物で、新石器時代の代表的な住居形式。

地域医療再生計画

国の「地域医療再生臨時特例交付金」を活用し、医療機能の強化をはじめ、医師確保対策、救急医療や周産期医療など、地域における医療課題を解決するために策定した計画。

地域高規格道路

高規格幹線道路を補完し、地域の自立発展や地域間の連携を支える自動車専用道路またはこれと同等の規格を有する道路として指定される道路。

北海道内では平成23年度末で9路線約538kmが「計画路線」として指定されている。

地域災害拠点病院

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能や広域搬送への対応機能や医療救護班の派遣機能などを有し、災害時に必要な医療支援を行うための拠点施設（災害拠点病院）のうち、第二次医療圏ごとに整備される病院のこと。

地域センター病院

プライマリ・ケアを支援する第二次医療機関であり、かつ、第二次医療圏の中核医療機関として、地域に必要な診療体制を確保し、比較的専門性の高い医療を担うとともに、地域の医療機関への医師などの派遣、技術援助、地域の医師などを対象とした研修会の実施、無医地区などの巡回診療を行う病院。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

地材地消

地域で生産された木材・木製品を地域で有効活用すること。輸送距離の短縮に伴う二酸化炭素排出量の低減や、地域産業の活性化など、環境面と経済面でのメリットがある。

地産地消

地域で生産されたものを地域で消費すること。

地上デジタル放送

地上波を用いたデジタル方式によるテレビジョン放送。既存のアナログ放送に比べて映像、音声の高品質な放送が可能であり、コンピュータ等との相互接続が容易であるほか、電波の有効利用が図られるのが特長。

地方センター病院

第三次医療圏の高度・専門医療機関として、特殊な疾病や高度専門医療に対応できる医療機能を備え、臨床に密着した研修・研究が可能な施設及びスタッフを有し、地域の医療機関への専門医師などの派遣や技術援助を行う病院。

超高速ブロードバンド

光ファイバー回線又はケーブルテレビ回線、無線アクセスでネットワークに接続するサービス（光ファイバー回線以外は下り30Mbps以上のものに限る。）

津波ハザードマップ

津波による災害が予測される区域や避難場所、避難経路など住民が自主的に避難するために必要な防災情報を分かりやすく地図上に示したもの。

デジタル・ディバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者の間に生じる格差。

ナ行

難視聴地域

地上デジタル放送の受信が困難な地域。

二地域居住

都市住民が農山漁村の同一地域において、中長期（１～３か月程度）、定期的・反復的に滞在し、都市の住居に加えた生活拠点をもちこと。

ニューツーリズム

健康や産業などをテーマとした新しい観光。従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、人や自然とのふれあいなど体験的要素を取り入れた新しいタイプの旅行と旅行システム全般を指す。

ハ行

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で石炭や石油などの化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜ふん尿、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥など、また、未利用バイオマスとしては、稲わらなど農作物非食用部や林地残材がある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用などのほか、燃焼して発電したり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。バイオマスに含まれる炭素分は、植物がその成長過程において大気中の二酸化炭素を固定したものであり、バイオマスを燃焼しても大気中の二酸化炭素を増加させないカーボンニュートラルという特性を有する。

東アジア

中国、韓国、台湾、東南アジア諸国連合（ASEAN）10カ国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア）などで構成される地域。

プロモーション

販売促進のための宣伝。観光における誘客促進活動。観光客誘致を目的に、旅行代理店訪問、マスコミ出演、街頭PR、イベント出店などの方法による宣伝誘致、販売PR促進活動のこと。

ポータルサイト

分野別に情報を整理しリンク先が表示されているウェブサイト。

北海道遺産

NPO法人北海道遺産協議会により北海道の宝物として選定された有形・無形の財産で、総計52件。

北海道建設産業支援プラン2013

北海道の建設業者が様々な変化に柔軟に対応し、持続・発展を遂げ、地域の経済・雇用を支えるとともに、地域の安全・安心を担い、地域と連携して活力ある地域づくりに大きな役割を果たしていけるよう、建設産業の進むべき方向性と道としての支援施策を総合的に取りまとめたもの。

マ行

木育

「木とふれあい・木に学び・木と生きる」取組を通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。

木育広場・木育ランド

子どもをはじめとする全ての人々を対象に、「木の遊園地」や講演会などを通じて「木育」の普及PRを行う場所やイベントの総称。

藻場

海藻が多く繁っている場所。藻場は栄養分(チッソ、リン)などを取り込み水をきれいにする働きがあり、魚の産卵や育成の場所となっている。

ヤ行

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。

ラ行

ラムサール条約登録湿地

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(イランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択されたことから、一般にラムサール条約と呼ばれている。)に基づき、締約国が特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地を指定し、条約事務局に登録された湿地。

輪作体系

地力維持を目的に異なる種類の作物を同一の耕地に一定の順序で繰り返し替えて栽培する体系のこと。

英字(アルファベット順)

C I Q体制【Customs, Immigration and Quarantine】

国境を越える際の交通・物流において必要な手続で、税関【Customs】、出入国管理【Immigration】、検疫【Quarantine】を包括した略称。あるいはそれらを実施する機関又は施設。

E P A【Economic Partnership Agreement】

経済連携協定のこと。締約国間で、貿易・投資の自由化・円滑化を促進し、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和など、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

E U【European Union】

経済・通貨統合の実現、共通の外交・安全保障政策の設定、国家主権の一部移譲などを中心とする、ヨーロッパの地域統合体。1991年のマーストリヒト条約で設立が合意され、1993年発足。欧州連合。27か国加盟。

G A P【Good Agricultural Practice】

農業生産工程管理のこと。農産物の生産において、農産物の安全性や品質の確保、環境負荷低減を目的に、適正な生産方法を示す手引きを実践する取組。

N P O【Non-Profit Organization】

非営利組織のこと。政府・自治体や企業とは別に社会的、公益的な活動を行う非営利の組織(団体)。

TMRセンター

完全混合飼料（Total Mixed Ration）の略。

牛が必要とする養分要求量に合うように粗飼料と濃厚飼料、ミネラル、その他添加物を適切な割合で混合し、ビタミン、ミネラルなどすべてが配分されている飼料のこと。飼料成分が均一であるため、第一胃内の発酵を安定させることができ、乳量、乳質を高位に安定させ消化器系の疾病を減らし、繁殖成績を向上させる働きがある。一方、低泌乳牛と高泌乳牛での養分要求量が異なるため、泌乳ステージなどにあった群分けと飼料設計が必要となっている。

TMRセンターは、TMRを1箇所ですべて集中的に製造し、各酪農家に配送する組織のことで、TMRの調整・宅配のほか、草地管理や自給飼料の共同調製・貯蔵などを行う組織もある。いわゆる「牛の給食センター」とも言われている。

T P P（協定）【Trans-Pacific Partnership】

環太平洋パートナーシップ協定のこと。環太平洋戦略的経済連携協定を締結するシンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイに、米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えた8カ国で、広域経済連携協定を目指して2010年3月から交渉を開始。同年10月の第3回交渉会合からはマレーシアが、2012年12月の第5回交渉会合からはカナダ、メキシコが新規参加し、現在11カ国で交渉中。

T P P協定は、サービス貿易、政府調達、競争、知的財産、人の移動等を含む包括的協定であり、物品貿易については、原則として全品目について即時又は段階的関税撤廃とされている。

Y E S ! c l e a n（表示制度）（北のクリーン農産物表示制度）

農産物ごとに定められた化学肥料や化学合成農薬の使用基準や他の農産物と分別して収穫・保管・出荷するなど、一定の基準をクリアした生産集団が生産・出荷する農産物に「Y E S ! c l e a nマーク」を表示し、併せて、化学肥料の使用量や化学合成農薬の使用回数などの栽培情報を知らせる道独自の農産物表示制度で、「北のクリーン農産物表示要領」に基づくもの。

オホーツク連携地域 政策展開方針

平成25年 3月発行

編集・発行 北海道オホーツク総合振興局地域政策部地域政策課

連絡先 オホーツク総合振興局：0152-41-0620（直通）